

原発本第83号
2020年6月26日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社
原子力発電本部
原子力管理部長

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に
対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社組織名称変更及び防災基本計画の修正に伴い、「玄海原子力発電所
原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に
基づく軽易な変更扱いとして、2020年7月1日から次回修正までの期間、
添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

(添付資料)

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(1/6)

現 行	読み替え後	備 考																																																								
<p>別図 2-2 本店原子力防災組織及び業務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th><th>主な業務^{*1}</th><th>要員数^{*2}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 </td><td>17名</td></tr> <tr> <td>原子力技術班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 </td><td>15名</td></tr> <tr> <td>復旧支援班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設） </td><td>11名</td></tr> <tr> <td>本部長：社長 (統括管理) 副本部長：原子力発電本部長</td><td>広報班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支社等への連絡（本店関係箇所を除く。） </td><td>33名</td></tr> <tr> <td>支援班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 </td><td>17名</td></tr> <tr> <td>予備班</td><td>・本部長の指示する事項</td><td>—^{*3}</td></tr> <tr> <td>原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2-8 参照。）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>東京支社</td><td>・中央官庁等社外機関対応</td><td>3名</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 : 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の一部を委託する場合については別表7-1に示す。 *2 : 対応が長期化する場合には、昼夜2交替制等の構成となるよう体制の見直しを行う。 *3 : 本部長が指名する要員とする。</p>	班	主な業務 ^{*1}	要員数 ^{*2}	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名	原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名	復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設） 	11名	本部長：社長 (統括管理) 副本部長：原子力発電本部長	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支社等への連絡（本店関係箇所を除く。） 	33名	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 	17名	予備班	・本部長の指示する事項	— ^{*3}	原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2-8 参照。）			東京支社	・中央官庁等社外機関対応	3名	<p>別図 2-2 本店原子力防災組織及び業務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th><th>主な業務^{*1}</th><th>要員数^{*2}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 </td><td>17名</td></tr> <tr> <td>原子力技術班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 </td><td>15名</td></tr> <tr> <td>復旧支援班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設） </td><td>11名</td></tr> <tr> <td>本部長：社長 (統括管理) 副本部長：原子力発電本部長</td><td>広報班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支店等への連絡（本店関係箇所を除く。） </td><td>33名</td></tr> <tr> <td>支援班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 </td><td>17名</td></tr> <tr> <td>予備班</td><td>・本部長の指示する事項</td><td>—^{*3}</td></tr> <tr> <td>原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2-8 参照。）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>東京支社</td><td>・中央官庁等社外機関対応</td><td>3名</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 : 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の一部を委託する場合については別表7-1に示す。 *2 : 対応が長期化する場合には、昼夜2交替制等の構成となるよう体制の見直しを行う。 *3 : 本部長が指名する要員とする。</p>	班	主な業務 ^{*1}	要員数 ^{*2}	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名	原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名	復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設） 	11名	本部長：社長 (統括管理) 副本部長：原子力発電本部長	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支店等への連絡（本店関係箇所を除く。） 	33名	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 	17名	予備班	・本部長の指示する事項	— ^{*3}	原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2-8 参照。）			東京支社	・中央官庁等社外機関対応	3名	<p>[凡例] 赤字:2020年7月1日読み替 当社組織名称変更に伴う 読み替え</p>
班	主な業務 ^{*1}	要員数 ^{*2}																																																								
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名																																																								
原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名																																																								
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設） 	11名																																																								
本部長：社長 (統括管理) 副本部長：原子力発電本部長	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支社等への連絡（本店関係箇所を除く。） 	33名																																																							
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 	17名																																																								
予備班	・本部長の指示する事項	— ^{*3}																																																								
原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2-8 参照。）																																																										
東京支社	・中央官庁等社外機関対応	3名																																																								
班	主な業務 ^{*1}	要員数 ^{*2}																																																								
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名																																																								
原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名																																																								
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設） 	11名																																																								
本部長：社長 (統括管理) 副本部長：原子力発電本部長	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支店等への連絡（本店関係箇所を除く。） 	33名																																																							
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・原子力災害医療及び健康管理に関する事項 	17名																																																								
予備班	・本部長の指示する事項	— ^{*3}																																																								
原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2-8 参照。）																																																										
東京支社	・中央官庁等社外機関対応	3名																																																								

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(2/6)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図 2-3 警戒事態に該当する事象の連絡先</p> <pre> graph TD A[原子力防災管理者] --> B[原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室(原子力規制委員会)] A --> C[佐賀県 原子力安全対策課(佐賀県知事) 玄海町 防災安全課(玄海町長) 長崎県 危機管理課(長崎県知事) 福岡県 防災企画課(福岡県知事)] A --> D[唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子)総務・福祉課) 松浦市(防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課] A --> E[警察本部(佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署(唐津、松浦、伊万里、糸島)] A --> F[消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局] A --> G[唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台] A --> H[玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官)] A --> I[オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部)] A --> J[災害警戒本部(佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県)* 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] J -.-> K[本店通報連絡責任者] </pre> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ---> : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図 2-3 警戒事態に該当する事象の連絡先</p> <pre> graph TD A[原子力防災管理者] --> B[原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室(原子力規制委員会)] A --> C[佐賀県 原子力安全対策課(佐賀県知事) 玄海町 防災安全課(玄海町長) 長崎県 危機管理課(長崎県知事) 福岡県 防災企画課(福岡県知事)] A --> D[唐津市(危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子)総務・福祉課) 松浦市(防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課] A --> E[警察本部(佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署(唐津、松浦、伊万里、糸島)] A --> F[消防本部(唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局] A --> G[唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台] A --> H[玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官)] A --> I[オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部)] A --> J[災害警戒本部(佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県)* 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] J -.-> K[本店通報連絡責任者] </pre> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ---> : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>[凡例] 赤字: 2020年7月1日読み替 防災基本計画の修正に伴う読み替え</p>

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(3/6)

現 行	読み替え後	備 考
<p style="text-align: center;">別図2-4 (1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内の特定事象発生時の通報先)</p> <pre> graph TD A[発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)] --> B[内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)] A --> C[佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 防災安全課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)] A --> D[唐津市 (危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課] A --> E[警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)] A --> F[消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局] A --> G[唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台] A --> H[玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)] A --> I[オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部)] A --> J[災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *] A --> K[本店対策本部 総括班長] K --> L[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課] </pre> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ···→ : 電話による通報文書の着信確認 ---→ : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">別図2-4 (1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内の特定事象発生時の通報先)</p> <pre> graph TD A[発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)] --> B[内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)] A --> C[佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 防災安全課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)] A --> D[唐津市 (危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課] A --> E[警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)] A --> F[消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局] A --> G[唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台] A --> H[玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)] A --> I[オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部)] A --> J[災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *] A --> K[本店対策本部 総括班長] K --> L[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課] </pre> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ···→ : 電話による通報文書の着信確認 ---→ : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">[凡例] 赤字: 2020年7月1日読み替 防災基本計画の修正に 伴う読み替え</p>

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(4/6)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>内閣府（内閣総理大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会） 国土交通省 海事局 検査測度課（国土交通大臣） (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 環境政策課（国土交通大臣） (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>本店通報連絡責任者</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府（政策統括官付） 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ···→ : 電話による通報文書の着信確認 ---→ : 電話による連絡</p>	<p>別図2-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>内閣府（内閣総理大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室（原子力規制委員会） 国土交通省 海事局 検査測度課（国土交通大臣） (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 安全・環境基準課（国土交通大臣） (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>本店通報連絡責任者</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府（政策統括官付） 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ···→ : 電話による通報文書の着信確認 ---→ : 電話による連絡</p>	<p>[凡例] 青字:2020年4月16日読み替 赤字:2020年7月1日読み替</p> <p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p> <p>防災基本計画の修正に伴う読み替え</p>

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(5/6)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-5 (1) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)</p> <p>The diagram illustrates the communication network for emergency reporting. It starts with the '原子力防災管理者' (Nuclear Emergency Manager) and '発電所対策本部総括班長' (Power Plant Countermeasures Headquarters General Manager). Arrows indicate the flow of information to various entities, including the Cabinet Office, Nuclear Regulation Authority, and various prefectural and municipal government offices. A legend at the bottom defines symbols for reporting methods.</p> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ➡ : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の 着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---> : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>別図2-5 (1) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)</p> <p>This version of the diagram shows slight variations in the communication paths compared to the original, particularly in the reporting of information to the Cabinet Office and other central government agencies.</p> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ➡ : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の 着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---> : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>[凡例] 赤字: 2020年7月1日読み替 防災基本計画の修正に 伴う読み替え</p>		

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(6/6)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-5(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <pre> graph TD A[事業所外運搬責任者] --> B[発電所対策本部 総括班長] B <--> C[原子力防災管理者] B --> D[内閣府（内閣総理大臣）] D --> E[原子力規制委員会 原子力規制庁] D --> F[緊急事案対策室（原子力規制委員会）] B --> G[国土交通省 海事局 検査測度課（国土交通大臣）] G --> H[事象発生場所が海上の場合] B --> I[国土交通省 自動車局 環境政策課（国土交通大臣）] I --> J[事象発生場所が陸上の場合] B --> K[事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長] B --> L[事象発生場所を管轄する警察署] B --> M[事象発生場所を管轄する消防署] B --> N[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] B --> O[事象発生場所を管轄する海上保安部] B --> P[玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)] B --> Q[事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部*] B --> R[事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部*] B --> S[現地灾害対策本部又はオフサイトセンター*] B --> T[本店対策本部 総括班長] T --> U[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] T --> V[内閣官房] T --> W[内閣府（政策統括官付）] T --> X[経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課] </pre> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ···→ : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信 確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 --→ : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-5(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <pre> graph TD A[事業所外運搬責任者] --> B[発電所対策本部 総括班長] B <--> C[原子力防災管理者] B --> D[内閣府（内閣総理大臣）] D --> E[原子力規制委員会 原子力規制庁] D --> F[緊急事案対策室（原子力規制委員会）] B --> G[国土交通省 海事局 検査測度課（国土交通大臣）] G --> H[事象発生場所が海上の場合] B --> I[国土交通省 自動車局 安全・環境基準課（国土交通大臣）] I --> J[事象発生場所が陸上の場合] B --> K[事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長] B --> L[事象発生場所を管轄する警察署] B --> M[事象発生場所を管轄する消防署] B --> N[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] B --> O[事象発生場所を管轄する海上保安部] B --> P[玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)] B --> Q[事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部*] B --> R[事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部*] B --> S[現地灾害対策本部又はオフサイトセンター*] B --> T[本店対策本部 総括班長] T --> U[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] T --> V[内閣官房] T --> W[内閣府（政策統括官付）] T --> X[経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課] </pre> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ···→ : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信 確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 --→ : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>〔凡例〕 青字:2020年4月16日読み替 赤字:2020年7月1日読み替</p> <p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p> <p>防災基本計画の修正に 伴う読み替え</p>